

## 新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について

## 1 経緯

県内で国内初となる感染者が確認された令和2年1月16日以降、県教育委員会では文部科学省の通知等に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応について、県立学校・市町村教育委員会及び県立社会教育施設への周知、徹底を図ってきた。

## 2 臨時休業から再開までの動き

## (1) 県立学校及び市町村立学校の対応について

ア 2月28日の文部事務次官通知を受け、感染防止を図り、子どもたちの安全、安心を確保するために、県立学校については3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とし、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。

イ 3月30日に、県立学校については、4月6日から2週間程度を臨時休業とした。また、4月2日に、全市町村教育委員会に対して、県立学校の取組を参考として、2週間程度の臨時休業等、感染拡大防止の取組への協力を要請した。

ウ 4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」という。)に基づく、国の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月6日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。

エ 5月4日に、国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月31日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。

オ 5月22日に、国の緊急事態宣言が解除され、県立学校の臨時休業を終了し、6月1日に再開する場合に備え、学校の教育活動の再開に向け、必要となる様々な配慮や工夫、留意すべき事項について、「教育活動の再開等に関するガイドライン」として取りまとめ、「県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について」を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会へガイドラインを参考に、所管する各学校における教育活動の再開に向け、必要な検討、準備を進めるよう依頼した。

### 【学校の教育活動の再開に関する基本的な考え方】

- 臨時休業終了後の学校の教育活動については、社会全体が長期にわたり新型コロナウイルスとともに生きていかなければならないという認識の下、次世代を担う子どもたちの健康には、より慎重に対応する必要がある。
- 学校の教育活動の再開については、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など段階的に行っていく。
- 学校の教育活動の再開後は、引き続き基本的な感染症対策の実施の徹底を図るなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止に万全の措置を講じる。
- 今後の国の動向や県内の感染状況等により、段階的再開の日程の変更はあり得る。

カ 5月25日の国の緊急事態宣言の解除を受け、知事からの協力要請が解除されることから、県教育委員会としての対応を以下の(ア)から(ウ)のとおりとし、同日に、「国における緊急事態宣言解除に伴う県立高等学校における教育活動等の再開について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会へ休業要請の解除と、今後の学校再開についての適切な対応を依頼した。

(ア) 県立学校は、6月1日から教育活動を再開する。

(イ) 学校としての必要な受け入れ態勢を整えるため、5月31日まで臨時休業を継続する。

(ウ) 臨時休業終了後の県立学校の再開にあたっては、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など、段階的に行っていく。

### (2) 県立社会教育施設の対応について

ア 3月2日に、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ観点から、3月4日から3月15日まで臨時休館等とした。(図書館は、サービスの一部(窓口及び郵送(有料)による予約図書等の貸出及び返却、並びに電話、ファクシミリ、インターネットによる検索・調査相談)を継続、金沢文庫は、改修工事のため休館)

イ 3月11日に、引き続き感染拡大を防ぐ観点から、3月末まで臨時休館等を延長した。（図書館は、サービスの一部を継続）

ウ 3月24日に、引き続き感染拡大を防ぐ観点から、期限を定めず当分の間、臨時休館等を延長した。（図書館は、サービスの一部を継続）

エ 4月7日に、特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針（以下、「県実施方針」という。）が出されたことから、4月8日に、8月31日まで臨時休館等とした。（図書館は、サービスの一部を継続）

オ 4月10日に、県実施方針が改定され、施設の使用停止及び催物の開催の停止要請が出されたことから、4月12日に、図書館において臨時休館中も実施してきたサービスのうち、窓口で行っている予約図書等の貸出及び返却を5月6日まで休止とした。

カ 5月5日に、県実施方針が改定されたことから、図書館の窓口で行う予約図書等の貸出及び返却の休止を5月31日まで延長した。

キ 5月25日の、国の緊急事態宣言解除を受け、新型コロナウイルス感染症に対する万全な拡大予防対策を講じた上で、以下の(ア)から(ウ)のとおり段階的に再開館することとした。

(ア) 県立図書館及び川崎図書館については、予約貸出及び返却のための窓口サービスを5月27日から先行実施し、6月9日から再開館する。

(イ) 歴史博物館、金沢文庫（一部）、近代美術館（一部）については、6月9日から再開館する。

(ウ) 生命の星・地球博物館については、施設内の燻蒸作業完了の後、7月1日から再開館する。

ク 5月26日に、県立の図書館や博物館で実施する感染拡大予防対策の共通事項をまとめた「新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」を各施設に通知した。これを受け、各施設では、ガイドラインに基づき具体的な対策マニュアルを作成した。

### 3 県立学校及び市町村立学校における再開後の対応

ア 6月24日に、県内の新規陽性患者数が減少傾向となっており、6月18日に新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針が改定され、営業時間の短縮や県域を越えた移動の自粛の要請等が解除(ステップ2へ移行)されたこと等を受け、5月22日に示した「ガイドライン(高等学校・中等教育学校)」における県立高校等の段階的な再開の期間等を変更し、「通常登校」の実施時期の前倒しを、以下の(ア)及び(イ)のとおり予定することとし、同日に、県立高等学校及び中等教育学校に通知した。

(ア)「分散登校Ⅱ」(6月22日～27日)及び「時差短縮Ⅰ」(6月29日～7月4日)までは、当初の予定の通りとする。

(イ)「時差短縮Ⅱ」(7月6日～8月29日)の期間中である、7月上旬(6月19日から概ね3週間後)における県内感染状況が現状と同程度である場合は、「時差短縮Ⅱ」の期間を1週間に短縮し、7月13日から「通常登校」に移行する。

県立特別支援学校については、感染すると重症化するリスクが高い児童・生徒等が在籍していることなどから、教育活動の段階的再開については、より一層慎重に進めていくことが必要であるため、「ガイドライン(特別支援学校)」に記載した予定通りとする。

なお、県内の感染状況や国の動向等により、期間等については変更する場合がある。

イ 7月3日に、5月22日に示した「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン(高等学校・中等教育学校)」及び6月24日付け「県立高校等の「通常登校」の実施時期の前倒しの予定について(通知)」を踏まえ、「県立高等学校及び県立中等教育学校における「通常登校」に向けた部活動の再開ガイドライン」を、以下の(ア)から(エ)のとおり策定し、県立高等学校及び中等教育学校に通知した。

- (ア) 現時点で予定どおり7月13日から「通常登校」に移行した場合は、感染症対策を講じながら公式大会やコンクール等への参加を含め通常通り部活動を実施する。
- (イ) 各種目の中央競技団体等が作成したガイドライン等に表示された練習内容や競技実施上の留意点等も踏まえ、各学校の実情に応じ、日頃の校内練習や大会参加に当たっての必要な感染防止対策を講じる。
- (ウ) 生徒の怪我防止には十分留意するとともに、部活動の再開時期が高温多湿の時期となることから、特に熱中症予防に係る対応について、顧問、生徒共に「神奈川県立学校熱中症予防ガイドライン」をもとに、万全な対策を講じる。
- (エ) 部活動ごとに活動方針及び活動計画を作成することや生徒の健康状態を把握することなどの「事前の確認事項」、健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させることなどの「活動前後の留意事項」、「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期すことなどの「活動時の留意事項」を踏まえ、各学校で部活動を実施する。

ウ 7月3日に、市町村立中学校等で長期間にわたり臨時休業等が実施されていたことを踏まえ、令和3年度の神奈川県公立高等学校入学者選抜等における学力検査については、中学校で学習していないことは出題しないという前提に立ち、その出題範囲を以下の(ア)から(オ)のとおりとし、市町村教育委員会等に通知した。

- (ア) 公立高等学校入学者選抜における学力検査では、社会、数学、理科については、学習指導要領に示された全ての学習内容を中学校第3学年の1月末までに学ぶことは難しいと判断し、次の表の内容（当該各教科の教科書において最後に学習する内容）について、出題範囲から除く。

教科	出題範囲から除く内容(※)
社会	公民的分野で学習する内容のうち、「私たちと国際社会の諸課題」
数学	中学校第3学年で学習する内容のうち、「資料の活用(標本調査)」
理科	第1分野で学習する内容のうち、「科学技術と人間」 第2分野で学習する内容のうち、「自然と人間」

※内容の単元名は「中学校学習指導要領(平成20年3月告示)」の内容に基づく。

- (イ) 国語、外国語(英語)については、3年間を通じて学習すべき内容を繰り返し学ぶという教科の特性があり、学習指導要領上の特定の学習内容を出題範囲から除くことは難しいと判断しているが、漢字及び英単語を学習する順序が各中学校で使用する教科書により異なるため、公平性を担保する観点から、漢字や英単語を問う問題(読み・書き・意味)において、中学校第3学年で新たに学習する漢字及び英単語は、出題範囲から除く。
- (ウ) 学力検査の他、各校の特色に応じて実施する特色検査のうち、学力向上進学重点校等で実施している、記述型の自己表現検査についても、学力検査と同様の内容を出題範囲から除く。
- (エ) 県立中等教育学校入学者決定検査における適正検査では、公立高等学校入学者選抜における学力検査と異なり、各教科で学習した内容を問うのではなく、これからの社会で必要とされる幅広い教養を育成していく上での基礎的な力を測ることから、出題範囲の限定は行わない。
- (オ) 県立中等教育学校入学者決定検査におけるグループ活動(与えられた課題について、自分の意見をまとめた後、グループでの話し合いを行い、集団の中で人間関係構築力の基礎的な力と中等教育学校で学ぼうとする意欲や目的意識をみる検査)については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じて適切に実施することが困難であると判断し、実施しない。

エ 7月9日に、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議(以下、「県対策本部会議」という。)における県内の感染状況に関する評価を踏まえ、県立高校等については生徒の安全、安心の確保と、生徒の学びの保障をさらに図ることを両立させるため、7月13日から予定していた「通常登校」への移行については、生徒の通学時の感染リスクを軽減するため、朝の「時差通学」と組み合わせて実施することとし、同日、以下の(ア)から(ケ)の内容について各県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。

- (ア) 朝の混雑時間帯を避けるため、始業時刻を概ね 30 分程度繰り下げる「時差通学」（授業開始時刻を通常の 8 時 50 分から概ね 9 時 20 分以降とする。）を実施する。
- (イ) 「時差通学」による授業開始時刻は、学校や生徒の状況により各学校長が判断する。
- (ウ) 公共交通機関等の状況から、上記により難しい場合は教育委員会と協議する。
- (エ) 「時差通学」の継続については、原則として概ね 3 週間後の県内の感染状況等により判断する。ただし、その時点で「時差通学」を継続しない場合であっても、学校長の判断により個別に「時差通学」を継続することは可能とする。
- (オ) 授業については、原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- (カ) 部活動については、感染症対策を講じながら、「部活動の再開ガイドライン」（7 月 3 日付けで通知）等に基づき実施する。
- (キ) 学校行事については、感染症対策を講じた上で実施可能とし、今後、実施に当たっての対応等を記載した「ガイドライン」を作成し、各学校に示す予定。
- (ク) 県立特別支援学校については、5 月 22 日付けで示した「ガイドライン（特別支援学校）」に記載した予定通りとする。
- (ケ) 今後も、県内の感染状況等を踏まえ、「時差短縮」や「分散登校」に戻すことを含め、教育活動の段階や期間等について検討し、変更することがある。

オ 7 月 17 日に、県立高校等の「通常登校」の実施に伴い、各学校行事の留意事項等について、「県立高等学校及び県立中等教育学校における学校行事に関するガイドライン」として取りまとめ、同日、県立高等学校及び中等教育学校に通知した。

【学校行事の実施に関する基本的な考え方等】

- 学校の教育活動に関する指導計画の見直しにあたっては、行事と授業のバランスを取りながら、各学校や生徒の実情を踏まえて学校行事の実施について判断する。
- 実施に当たっては、感染防止に万全の措置を講ずる。
- 今後の状況の変化に柔軟に対応できるようにする。
- 卒業式、入学式については、時期を改めて、留意点等を学校に示す予定。
- 特別支援学校については、8月31日からを予定している「通常登校」の実施に合わせ、学校行事ガイドラインを示す予定。

カ 7月29日に、県対策本部会議における県内の感染状況の報告を受け、8月1日以降の県立高等学校及び中等教育学校の教育活動については、概ね30分程度始業時間を繰り下げる「時差通学」を引き続き実施することとした。その後については、8月下旬に県内の感染状況等を踏まえ判断することとしている。

キ 8月26日に、県立学校の8月31日以降の教育活動について、県立高等学校及び県立中等教育学校については、「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、また、県立特別支援学校については、より慎重な対応が必要な児童・生徒等が在籍していることを考慮し、「時差通学・短縮授業」を継続することとし、同日、以下の(ア)及び(イ)のとおり県立学校に通知した。

なお、これらの措置は、当面（概ね年内）継続する。

(ア) 県立高等学校及び県立中等教育学校について

学校長が、地域の公共交通機関の状況を勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、学校における通常の教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定すること。

(イ) 県立特別支援学校について

- 登校時刻については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて設定し直すことも可能とする。



- 下校時刻については、学校長が、学びの保障（学校行事等に係る授業時間の確保や、高等部における現場実習、進路指導等）や校内の感染症対策に取り組む時間の確保、地域の交通事情、さらには「放課後等デイサービス」への円滑な接続等、各学校の実情を勘案し、概ね午後2時から午後3時30分の間で設定すること。
- 併せて、これまで「通常登校」移行前は原則として実施しないとしていた学校行事や、活動を一部制限していた部活動については、別に示す各ガイドラインに則った実施を可能とする。

#### 4 今後の対応

引き続き国の動向把握に努めるとともに、県内罹患者の状況や県対策本部の方針を踏まえ対応していく。県立学校については、児童・生徒の安全、安心の確保と、学びの保障を両立させる取組みを継続して実施していく。

また、社会教育施設については、利用者の安全、安心を確保するため、万全な感染拡大予防対策を講じ運営していく。

## 県立特別支援学校における 8 月 31 日からの部活動ガイドライン

### 特別支援教育課

今般、8月26日付け特第1289号教育長通知「県立特別支援学校の8月31日以降の授業等の教育活動について」を踏まえ、これまで活動を一部制限していた部活動について、「県立特別支援学校における8月31日からの部活動ガイドライン」を策定しました。

については、今後、各学校においては、より慎重な対応が必要な児童・生徒等が在籍していることを考慮し、現在の感染状況等を慎重に見極め、実施にあたっては、本ガイドライン及び8月6日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式(2020.8.6Ver.3)」の改訂について』に則り、部活動を行うようお願いいたします。

なお、今後、地域の感染状況等により、部活動の扱いや留意事項等については、変更する場合があります。その際は、改めて通知します。

#### 1 部活動の実施に関する基本的な考え方

- ア 活動に当たっては、次に示す【留意事項】を踏まえた上で実施すること。
- イ 各種目の中央競技団体等が作成したガイドライン等が示されている場合は、そのガイドラインの練習内容や競技実施上の留意点等も踏まえ、各学校の実情に応じ、校内練習や大会参加等に当たっての必要な感染防止対策を講じること。
- ウ 練習試合や合同練習の実施、公式大会やコンクール等への参加は可能とする。
- エ その際、県内外への練習試合や合宿は、修学旅行の扱い\*と同様とする。(ただし、県内の感染状況や遠征先の感染状況等を踏まえ、日数・参加人数等の実施形態を工夫し十分注意し計画すること。)

#### ※修学旅行の扱い

修学旅行に関しては、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況等を見極めて、延期も含め慎重に判断すること。

実施する場合は、令和2年6月23日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課の事務連絡「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第2版)について」に基づいた、万全の措置を講じること。

## **【留意事項】**

部活動は、7月6日の「時差短縮Ⅰ」より段階的に再開しているが、練習不足となっていることが考えられることから、生徒の怪我防止には十分留意するとともに、熱中症予防についても引き続き注意が必要であるため、顧問教諭等（以下、顧問）、生徒共に、「神奈川県立学校熱中症予防ガイドライン」をもとに、万全な対策を講じること。

### **○事前の確認事項**

8月31日からの部活動に当たり、改めて次のことを行うこと。

- ・校長は、部活動ごとに活動方針や活動計画を確認し、必要であれば、生徒・保護者に示すこと。
- ・顧問は、事前にクラス担任等と連携し、改めて生徒の健康状態を把握すること。
- ・各部活動の顧問は、「3密」（密閉・密接・密集）を回避するために、活動場所及び活動時間等の調整が図られているか、改めて確認すること。
- ・各部活動の顧問は、各学校の実情を踏まえて、生徒が自ら「新しい生活様式」に基づいた部活動を実践できるよう、共用する用具や活動場所の生徒等が触れる共用箇所の消毒について、生徒に適切に指導すること。

### **○活動前後の留意事項**

- ・顧問は、活動前に生徒が持参した健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させること。
- ・顧問は、生徒に対して、手洗いやうがい、使用器具等の消毒、部室の使用制限など、感染防止対策を徹底させること。特に、部室の使用は荷物の搬入・搬出・保管及び少人数での更衣のみとし、その際には短時間で行わせること。また、十分な換気を行うこと。
- ・顧問は、生徒任せの活動とならないよう指導・監督に当たるとともに、活動前に活動内容の確認をさせ、計画した活動以外の活動を行わせないよう指導すること。また、活動後は健康観察を行い、健康状態を確認したのちに帰宅させること。
- ・顧問及び生徒は、原則、マスクを着用すること。

### **○活動時の留意事項**

- ・「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期すこと。
- ・活動場所が3密にならないよう、部活動ごとに日や時間、場所の工夫をすること。
- ・体育館などの屋内で実施する場合は、十分な換気を行うこと。

- ・当面の間は、顧問、生徒共に会話は必要最低限とし、特に大きな発声をひかえること。
- ・用具等の共用は最小限にすること。
- ・準備片付けは最小限の人数で行うこと。
- ・運動を行う際にマスクを着用する場合、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクが指摘されており、運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、生徒は必ずしもマスクの着用は必要ないが、生徒が希望する場合は、医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用するよう指導すること。なお、運動を行う前にマスクを外してから運動後にマスクを着用するまでの間、生徒間の距離を2 m以上確保するとともに、ランニングなどで同じ方向に動く場合にはさらに長い距離を確保すること。また、生徒が教え合う場面では互いの距離を2 m以上確保するとともに、生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導すること。
- ・顧問は原則としてマスクを着用することとするが、熱中症など自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、生徒への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外すことは問題ないこと。なお、マスクを外す際は、不必要な会話や発声を行わず、生徒との距離を2 m以上確保すること。

## 2 参考

- ※ 令和2年8月6日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.6.16 Ver. 3)』における『第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について』の「2. 部活動について」
- ※ 令和2年5月21日付けスポーツ庁政策課学校体育室「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」
- ※ 令和元年7月19日付け保健体育課「神奈川県立学校熱中症予防ガイドライン」
- ※ 「部活動指導ハンドブック（神奈川県教育委員会 令和2年5月改定）」
- ※ 「運動時の安全指導の手引き（神奈川県教育委員会 令和2年3月改定）」
- ※ 「神奈川県立学校に係る部活動の方針（神奈川県教育委員会 平成30年3月、平成31年3月一部改定）」
- ※ 中央競技団体等が作成したガイドライン等

## 県立特別支援学校における学校行事に関するガイドライン

### 特別支援教育課

今般、8月26日付け特第1289号教育長通知「県立特別支援学校の8月31日以降の授業等の教育活動について」を踏まえ、学校行事について、「県立特別支援学校における学校行事に関するガイドライン」を策定しました。

については、今後、各学校においては、より慎重な対応が必要な児童・生徒等が在籍していることを考慮し、現在の感染状況等を慎重に見極め、その必要性や実施時期を個々に判断するとともに、実施にあたっては、本ガイドラインに則り、学校や児童・生徒等の実情に応じて、感染症予防対策の徹底と学びの保障の両立の観点から適切に実施するようお願いします。

なお、今後、地域の感染状況等により、学校行事の扱いや留意事項等については、変更する場合があります。その際は、改めて通知します。

#### 1 学校行事の実施に関する基本的な考え方

- ア 学校の教育活動に関する指導計画の見直しに当たっては、行事と授業のバランスを取りながら、各学校や児童・生徒等の実情を踏まえて学校行事の実施について判断すること。
- イ 実施に当たっては、感染防止に万全の措置を講じること。
- ウ 今後の状況の変化に柔軟に対応できるようにすること。

#### 2 各学校行事の留意事項

##### 【始業式・終業式・その他集会】

- 実施に当たっては、3密の状況が生じないよう留意し、感染防止に万全の措置を講じること。
- 実施する場合は、参加人数を少なくすることにより児童・生徒等の間隔を広くとる、時間を短縮する、各教室において放送等により実施するなどの工夫を行うこと。
- ※卒業式、入学式については、今後改めて、留意点等を示す予定。

##### 【文化祭】

- 特別支援学校小学部・中学部・高等部における学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第6章及び特別支援学校高等部学習指導要領第5章に示すとおり、小学校学習指導要領第6章、中学校学習指導要領第5章又は高等学校学習指導要領第5章に準ずることから、文化祭は、学習指導要領に定められている特別活動の文化的行事の一つであり、文化的行事の内容「平素の学習活動の成果を発表し、自己の向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりすること。」を踏まえた上で、感染症予防対策と児童・生徒等の学びの保障の両立の観点から検討すること。（これまでの実施例を踏まえつつも、3密回避の視点からの検討が必要）
- 実施する場合は、不特定多数の人が学校に出入りすることによる児童・生徒等への感染の恐れがあることから、来場者は児童・生徒等と保護者に限定するなどの工夫が必要である。保

護者の範囲や人数、入場確認方法、健康確認方法等について各学校で適切に定めること。

(事前の広報活動等により、開催当日に混乱が起きないように留意する。)

- 感染防止の観点から、食品を調理し提供する企画については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2020.8.6 Ver.3 文部科学省)」において調理実習は特にリスクの高いものとされていることを踏まえ、児童・生徒等が調理した食品を他の児童・生徒等に提供することについては、原則として実施しないこととするなど、特に慎重に判断することが必要である。学校として実施を検討する場合には、保健所と事前に相談し、専門家の意見を踏まえて慎重に判断すること。

なお、袋入りの食品や飲料等販売については、感染症予防対策及び手洗い場所の確保などの措置を講じた上で、各学校で適切に判断すること。

- 3密回避の観点から、各企画について、各学校でその適否について適切に判断すること。

※学校説明会は、文化祭とは趣旨が異なるものであることから、別日程で設定すること。

### 【運動会・体育祭】

- 運動会・体育祭は、学習指導要領に定められている特別活動の健康安全・体育的行事の一つであることから、健康安全・体育的行事の内容「心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。」を踏まえた上で、実施に当たっては、近距離で組み合うことや、接触することが多い種目は実施しないなど感染状況等を踏まえた適切な内容となるよう留意すること。

- 実施に当たっては、不特定多数の人が学校に出入りすることによる児童・生徒等への感染の恐れがあることから、来場者は児童・生徒等と保護者に限定するなどの工夫が必要である。保護者の範囲や人数、入場確認方法、健康確認方法等について各学校で適切に定めること。  
(事前の広報活動等により、開催当日に混乱が起きないように留意する。)

- 練習や準備の段階から感染防止に万全の措置を講じること。特に、開催当日には、熱中症予防に留意するとともに、児童・生徒等の健康観察・体調確認を確実にを行い、発熱や咳・咽頭痛などの症状がある児童・生徒等が参加しないよう徹底すること。

### 【学習発表会】

- 合唱などの学習成果の発表会を実施するに当たっては、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するなど慎重に対応すること。また、保護者の参観等がある場合は、その範囲や人数、入場確認方法、健康確認方法等について各学校で適切に定めること。(事前の広報活動等により、開催当日に混乱が起きないように留意する。)

- 実施に当たっては、練習や準備などの段階から感染防止に万全の措置を講じること。

- 学校外の会場を使用する場合は、使用する会場の管理者と十分に協議するなど、感染防止に万全の措置を講じること。

- 開催当日には、児童・生徒等の健康観察・体調確認を確実にを行い、発熱や咳・咽頭痛などの症状がある児童・生徒等が参加しないよう徹底すること。

※ホール等で実施の場合、参加人数は「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」の基準に従うこと。

なお、校内で実施する場合も、3密回避の視点から、児童・生徒等の座席の間隔を十分広くとること。

#### 【芸術鑑賞会】

○芸術鑑賞会の実施に当たっては、鑑賞する児童・生徒等に3密の状況が生じないように、感染防止に万全の措置を講じること。

○学校外の会場を使用する場合は、使用する会場の管理者と十分に協議するなど、感染防止に万全の措置を講じること。

○開催当日には、児童・生徒等の健康観察・体調確認を確実にを行い、発熱や咳・咽頭痛などの症状がある児童・生徒等が参加しないよう徹底すること。

※ホール等で実施の場合、参加人数は「県対処方針」の基準に従うこと。（座席配置などについて、利用するホール等がガイドラインを作成している場合は、それに従うこと。）

#### 【修学旅行、宿泊を伴う行事、遠足】

○修学旅行等に関しては、長時間の移動、集団での宿泊等による感染リスクに対して、一般的な感染症予防対策に加え、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」があることから、県内や旅行先の感染状況等を見極め、延期も含め慎重に判断すること。

○延期による変更で保護者の負担が増えないように内容を精査し、当初の旅行金額を越えないよう留意すること。

○実施に向けては、令和2年6月23日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課の事務連絡『旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第2版）』についてを参考にしつつ、学校総合保険等への加入の検討を含め万全の措置を講じること。

※修学旅行を中止する場合は、企画料以外のキャンセル料が発生する前の時点で、判断すること。ただし、実施日が近づいた段階で、県内又は旅行先の感染状況等が大きく変化するなど、やむを得ない場合は特別支援教育課と協議すること。なお、中止や延期に伴い企画料やキャンセル料の支払いが生じた場合の補填の基準や手続きについては、後日連絡する。

### 【学校説明会】

- 学校説明会は、外部の参加者が参加することによる感染リスクを避けるため、参加者を事前に把握（万一の事態に備えて、参加者の氏名と連絡先を把握等）するとともに、当日の体温や健康状態を把握するなど感染防止の対応をとること。
- 一回当たりの参加人数を制限し座席の間隔を広くとる、時間を短縮する、自校の児童・生徒等の手伝いについては、最小限に留める（校舎内等において児童・生徒等と参加者が直接に接する場面を避けること）、会場入口に消毒液を設置する、参加者にマスクの着用を求めるなど、感染防止に万全の措置を講じること。
- ホームページを充実することや、学校説明会当日以外にも質問を受け付けることなど、参加者や保護者に十分な情報が伝わるよう、広報活動の充実を図ること。